令和5年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

午前9時30分 ~ 午前10時46分

場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会議構成員18名現在数17名出席総数16名欠席総数1名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	_
4	藤野 俊孝	出席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	欠席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

事務局 (小山事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は16名、欠席者は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(山田会長) (会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第2回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号1番 阪田実委員と、議席番号2番 新久保克己委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしくお願いい たします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規 定による許可について」をお諮りします。

なお、10番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当していますので、1から9番の案件の審議の後、退席をお願いします。

それでは、1から9番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、406㎡、位置図は5、6ページ、公図は、7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約3.8kmに位置している農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の 、譲受後は、花きやきゅうり等の野菜を栽培 する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、529㎡、位置図は8、9ページ、公図は、10ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約3.5kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、管理が困難となり農業後継者もいない各譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の の距離に位置しており、譲受後は、 栗や柑橘類を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1, $735 \, \text{m}$ 、位置図は11、12ページ、公図は、13ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約 $3 \, \text{km}$ に位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており管理が困難な譲渡人の要望に、弟である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の・・・・・・・・・・の距離に位置しており、譲受後は、大根や白菜等の野菜を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。

4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1,452㎡、位置図は14、15ページ、公図は、16ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から東へ

約6.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、710㎡、位置図は17、18ページ、公図は、19ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から南東へ約840mに位置する、農業振興地域内の農用地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の の距離に位置しており、譲受後は、 里芋やニンニク等の野菜を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

6番と7番は、交換を目的に申請がなされたものでございます。

それでは、ご説明いたします。

2ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、1,038㎡、位置図は20、21ページ、公図は、22ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ約2.5kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、長年、申請地を利用権設定により耕作していた譲受人と譲渡人が協議し、この度の申請に至ったものでございます。

申請地は、譲受人の、、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。

交換による所有権の移転となっております

なお、本案件は、議案第1号7番と同時許可といたします。

総会議案書3ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1,130㎡、位置図は20、23ページ、公図は、24、25ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ約2.5 kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、申請地を利用権設定により耕作していた譲受人と譲渡人が協議し、この度の申請に至ったものでございます。

申請地は、譲受人の

距離に位置しており、譲受後は、水

稲を栽培する予定でございます。

交換による所有権の移転となっております。

なお、本案件は、議案第1号6番と同時許可といたします。

3ページに戻りまして、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田10筆、畑3筆、合計面積は、17,042㎡、位置図は26ページから29ページ、公図は、30ページから35ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北へ約800mに位置している農地でございます。663番、665番1、666番、674番1の4筆は、農業振興地域内白地の農地で、残りの9筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作に従事できる状態でない譲渡人から農業後継者である譲受人に生前贈与するものでございます。

総会議案書3ページをお開きください。

起案書にも記載しておりますが、父親である譲渡人は、耕作予定者である、農事組合法人の構成員ですが、法人代表者に確認したところ、現在は、息子である譲受人が農業従事者の一員として従事しているとの回答でございました。

6筆については、譲受後も、利用権設定により、引き続き、法人が水稲や小麦等を栽培する計画となっておりますが、当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることから、例外的に許可の対象となるものでございます。また、譲受人は、現在、法人の構成員ではございませんが、父親の代わりに、法人の農作業に従事しており、事務局は、譲受人は、法人の構成員と同等であるとの判断に至ったものでございます。残りの7筆は、譲受人の

の距離に位置しており、譲受後は、水稲やネギ、トマト等の野菜を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 4ページをお開きください。9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆、面積は、3,082㎡、位置図は36、37ページ、公図は、38ページをご覧ください。申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.3 kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢となり、耕作が困難な譲渡人から農業後継者である譲受人に生前贈与するものでございます。

申請地は、譲受人のの理解に位置しており、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

なお、本案件は、所有権移転後も、経営面積に変更はございません。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、 譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

議席番号7番の下田です。おはようございます。

5月6日、事務局職員2名、農業委員2名で現地調査を行いました。

現地の状態はしっかり管理されておりました。譲受人の 申請農地を譲受人が管理していきたいということで、譲渡人に申し出たものであります。譲受人は農業後継者もおり、今後とも適正に管理されると思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号13番 伊田喜弘、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。番号2番の案件について、現地調査のご報告をいたします。 5月6日、事務局職員1名、農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請地は畑地と水田が混在し、過去に基盤整備を行っていない農地でした。また畑地としての耕作はされておらず畑地の一部には果樹が植えられていました。このたび農業後継者のいない譲渡人から贈与の申出があり、それに応じたものでございます。

譲受け後は、栗やかんきつ類を栽培する計画でございます。懸念する事項はないと考えます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、3番及び8番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。3番の案件ですが、5月6日に事務局職員1名、農業委員2名で現地を確認いたしました。現地は畑として利用されている農地でした。これは、お兄さんの農地を地元におられる弟さんが管理されてきたところですが、このたび名義を替えまして、正式に自らの農地として管理していこうと申請がありました。問題はないと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

続いて8番の案件ですが、これも5月6日に事務局職員1名、農業委員2名で現地を確認いたしました。農地は13筆ありまして父親の農地でしたが、このたび息子さんへ贈与されるというものです。13筆のうち6筆は、今、法人に貸している農地で、法人が麦や水稲が耕作されておりますが、息子さんは正式な構成員ではありませんが、事務局からもありましたとおり実際には息子さんが耕作しており構成員と同等と判断し、引続き譲受後も法人に貸付し耕作されるとのことです。残りの筆については、息子さんが畑作や水稲を作付けして耕作されるということで何ら問題はないと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、4番の案件につきましては、議席番号14番 私、山田が、報告 をいたします。

山田正信委員

14番の山田です。5月2日、農業委員2名と事務局職員1名で現地調査をいたしました。申請概要は事務局から説明のあったとおりでございます。

規模を拡大したいと考えていた譲受人に、高齢のため耕作が困難な譲渡人が要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転でございます。譲受人は耕作に必要な機械を所有し、自宅前の申請地を以前から管理しており何ら問題ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山田会長)

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告 をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。5番の案件につきまして現地確認の結果をご報告いたします。5月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地確認時は、申請農地にはさといもなどの野菜が植えられていました。申請 内容は、以前から利用権設定し耕作していた譲受人に譲渡するものであります。 譲受人は耕作に必要な農機具を保有し隣接地でも野菜を作っており、各地区 の販売所に集荷しており問題ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、6番及び7番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

18番 有田です。6番及び7番の案件につきましてご報告いたします。5月2日、農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

6番の案件と7番の案件は、2名の耕作者が相互に譲渡人、譲受人となり土地を交換する申請となっております。それぞれが所有する土地にお互いの所有地が隣接しているため、これまではお互いが貸手、借手となり利用権設定を行い根気強く耕作しておりましたが、このたび協議の上交換により所有権を移転することにしたものです。耕作の状況内容については交換で何ら問題ないと判断しました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、9番の案件につきまして、議席番号5番 田﨑育子委員、報告を お願いします。

田﨑育子委員

5番の田﨑です。5月9日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認にまいりました。申請地の南には新下関の商業団地が広がっている場所で過去に基

盤整備され、管理もされている農地でした。

譲受人と譲渡人は親子で、譲受人は農業後継者です。ここは家族4人で専業農家としてやっていまして、譲渡人の父親が高齢化で農作業が難しくなったため息子に譲渡するということです。譲受後は営農に力を入れていくそうで、水耕のミニトマト栽培を行っていく予定とのことでした。その他にも後継者として頑張っておられます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

議長 (山田会長)

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1 から9番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

それでは、10番の案件の審議に入りますので、議席番号 番 委員、 退席をお願いします。

(該当委員 退室)

それでは、10番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書4ページをお開きください。

10番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、4,019㎡、位置図は39ページから42ページ、公図は、43、44ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南西へ約650mから1.2kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難な譲渡人からの要望に、譲受人が応じたもので

ございます。

申請地は、譲受人の の距離に位置しており、譲受後は、620番1では、土壌改良し、大豆の栽培を、854番1では、水稲を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有して おり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないこと から、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考 えられます。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、10番の案件につきまして、議席番号13番 伊田喜弘委員、報告 をお願いします。

伊田喜弘委員

- 13番の伊田です。番号10について調査結果をご報告いたします
- 5月6日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請地は2筆とも管理はされていましたが、休耕田でございました。高齢で耕作が困難となり農業後継者のいない譲渡人の要望に応じたものです。譲受後は、大豆栽培や水稲作付けの営農計画です。譲受人は、認定農業者として農業実績は申し分なく、また、人望も熱く、地域の農業振興には欠かせない人材と考えています。懸念すべき事項はないと考えます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、10番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

それでは、
委員、着席をお願いします。

(退室委員 入室)

議長 (山田会長)

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」 お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書45ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、46、47ページ、公図は48ページで、土地利用計画図は49ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ約1.7kmに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、農業用倉庫の増築を目的に農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。一体利用地の1筆は、申請者の所有地で確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地がございますが、申請地内には、コンクリートブロックを基礎とした建物が建築される計画となっており、一体利用地からの汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、農業用用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成29年から農業用倉庫の敷地の一部として 利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされ ております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお

願いします。

石田安男委員

9番の石田です。1番の案件についてご説明いたします。

5月9日に、農業委員2名、事務局職員2名とで現地調査を行いました。

本件は、自宅に隣接する農地の一部14㎡を宅地化するものです。トラクターなどの保管場所として自宅敷地内の従来の農業用倉庫の南側に倉庫を増築することとしましたが、敷地の面積が不足するため、隣接地する申請地の一部に建築することになりました。この案件は、既に平成29年に増築されており、今回母屋の建て替えのため測量したところ、一部が隣接農地にまたがっていることが判明しました。当時は隣接農地にまたがっていることが全く分からず、現地調査の折も敷地に掛かっているかどうかわかりづらい状況でした。

第3種農地でありやむを得ないと判断します。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに替成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る案件について「許可」といたします。

議長(山田会長)

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」 お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、50ページをお開きください。1番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は53、54ページ、公図は55ページで、土地利用計画図は56、57ページをご覧ください。申請地は、下関市

役所王司支所から、北東へ約200mに位置している「第3種農地」で、該当条 文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、貸テナントからの要望に より、駐車場27台分を整備し、全て各店舗に貸し出すもので、現在耕作してお らず、農作業の依頼先もみつからない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので ございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物の用途廃止部分のみで、担当課の受付印が押印された申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

また、本案件は、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、2 7台分の貸駐車場借受申込書が提出されており、駐車場として利用されること が確実であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地は、2番の申請地のみでございます。

総会議案書56ページをお開きください。

申請地の東側にスロープが図示されておりますが、これは、2番の資材置場への進入路となります。

総会議案書57ページをお開きください。2番については、一時的な利用となっておりますので、利用期間終了後には、原状回復され、申請地には、法面が整備され、57ページの土地利用計画図の状態となります。

2番の利用期間終了後に発生する隣接農地への土砂流出対策としては、土羽たたき仕上げによる法面を整備する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、譲受人の所有地から道路側溝へ、一部は、隣接地をとおり、農業用用排水路以外の土水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、一部違反転用案件で、申請地の一部を、令和2年8月頃から、 駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の 提出がなされております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 なお、本案件は、議案第3号2番と同時許可といたします。

総会議案書、51ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、 議案書に記載のとおりでございます。位置図は53、58ページ、公図は59ページで、土地利用計画図は60ページをご覧ください。申請地は、1番の申請地の隣接地で、下関市役所王司支所から、北東へ約200mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、一時的に資材置場として利用するものでございます。

申請理由につきましては、現在の資材置場の売却が決まり、受注工事の多様化

に伴い保管する資材も増加したことから、本社からも近く、受注が増加している地区にも近くに位置している申請地に計画したもので、現在耕作しておらず、農作業の依頼先もみつからない各貸付人が、仮受人の要望に応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地が1筆ございますが、土地所有者から使用承諾書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地は、1番の申請地のみでございます。

汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地の農業用用排水路以外の土水路に放流されますが、土地所有者に説明し、承諾を得ていることから、周辺農地の営農には 支障ないと判断しました。

本件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後3箇年までに、原 状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されてお ります。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 なお、本案件は、議案第3号1番と同時許可といたします。

51ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は61、62ページ、公図は63ページで、土地利用計画図は64ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約2.9kmに位置している、 過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」とな ります。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地は、公道に接しており通勤や買物にも便利なことから、この度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承諾書が提出されており、 確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び建ペい率からみて、適当であると 判断しました。

土砂流出対策としては、申請地に隣接した農地がございますが、ブロック塀を設置する計画となっており、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、道路側溝又は農業用用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、52ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、

議案書に記載のとおりでございます。位置図は65、66ページ、公図は67ページで、土地利用計画図は68ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北西へ約800mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、市外に居住している譲受人が、通勤に便利で、小月インターチェンジからも近くに位置しており、転勤時の利便性も期待できることからこの度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者いない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道占用部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、 確保は確実で、転用面積が、500㎡を超えておりますが、通路部分及び法面部 分を除く有効実測面積は、432.51㎡になることから、土地利用計画及び建 ペい率からみて計画面積も適当であると判断しています。

土砂流出対策としては、申請地に隣接した農地がございますが、既存法面で分断されており、造成により勾配調整も行う計画となっております。汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番、2番及び4番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克 己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番、2番、4番の案件につきまして、現地確認の結果を 報告いたします。

3件とも5月6日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

先ず1番の案件ですが、申請内容につきましては、先ほどの事務局の説明のと おりで、譲受人は貸テナントからの要望により駐車場を計画したところ、耕作が 困難な譲渡人が応じたものです。 申請地は令和2年8月頃から駐車場として利用されており、事務局の指導の もと始末書の提出がなされております。汚水はなく、雨水は道路側溝及び農業用 用排水路以外の水路に放流するもので他の農地に支障はないと思われます。

2番の案件ですが、申請地は1番の案件と隣接しております。申請内容は譲受人が保管する資材が多くなり資材の保管場所を計画したところ、現在耕作をしていない譲渡人が使用貸借に応じたものであります。汚水はなく、雨水は農業用用排水路以外の水路に放流もので周辺の農地に支障はないと思われます。

次に4番の案件です。申請地の周辺は道路に面して住宅が建ち並んでいる一 画でありまして、敷地の半分は雑木が繁茂しておりました。申請内容につきまし ては、職場が下関市内にある譲受人が自己用住宅を計画したところ、高齢で耕作 が困難な譲渡人が売買に応じたものであります。汚水は公共下水道に、雨水は道 路側溝に放流するものであります。隣接する農地には影響はなく支障のないも のと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 (山田会長)

それでは、3番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告を お願いします。

坂田謙祐委員

12番 坂田です。3番の案件ですが、5月6日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を確認いたしました。

現地は、管理はされているものの、既に耕作はされていない農地でした。この たび譲受人が自己用住宅として取得されます。譲渡人は、高齢で後継者もなくや むを得ないと思われます。

周辺に農地もありますが、事務局からもありましたように、ブロック塀を設置し、雨水は道路側溝に流されるようにしておりますし、汚水は農業用集落排水に流されるということで、周辺農地の問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

ただいま審議しました農地法第5条に係る案件について「許可」といたします。

議長(山田会長)

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。 事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局補佐)

総会議案書69ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、 $512 \,\mathrm{m}^2$ で、申請地の位置図は、70、 $71 \,\mathrm{n}^2$ -ジ、公図は $72 \,\mathrm{n}^2$ -ジをご覧ください。申請地は、下関市役所から北東へ約 $3.1 \,\mathrm{km}$ に位置する土地でございます。

令和4年5月9日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で 現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

おはようございます。議席番号1番の阪田です。

議案第4号の現況確認につきまして、現地調査のご報告をいたします。

5月9日、農業委員2名、最適化推進員1名、事務局職員2名の5人で調査を 行いました。

現地は位置図にありますとおり、関門海峡沿いの国道から少し入った所で宅地ばかりの所です。軽トラックも入らない場所の上の方に入り口があり、入り口から竹藪の状態で、竹藪を分け入って状況を確認しましたが、完全に竹藪の状態

でした。このため現況確認としては、「非農地」と判断いたしました。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、1番について、「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長 (山田会長)

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明いたします。総会議案書73ページをお開きください。

1番、この案件は、令和4年5月20日公告予定分に係る決定でございます。 詳細につきましては、74ページ、75ページの「1. 農用地利用集積計画一 覧表(令和4年5月20日公告予定分)」をご覧ください。この案件は、利用権 に係る決定です。別紙「議案第5号関係資料①」の1ページから3ページに、地 区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を お示ししております。

2番、この案件は、令和4年6月1日公告予定分に係る決定でございます。 詳細につきましては、76ページから79ページの「2. 農用地利用集積 計画一覧表(令和4年6月1日公告予定分)」をご覧ください。この案件は、利 用権に係る決定です。別紙「議案第5号関係資料②」の1ページから3ページに、 地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表 をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長 (山田会長)

次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号 番 委員が該当していますので、退席をお願いします。

(該当委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書80ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、81ページ、82ページの「1. 農用地利用配分計画(案)(下関区域分)」と、83ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域分)」をご覧ください。別紙「議案第6号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を 満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して 下関市長に送付します。

それでは

委員、着席をお願いします。

(退席委員 着席)

議長 (山田会長)

次に、日程第7「議案第7号 農業委員会による最適化活動の推進等について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

総会議案書、84ページをお開きください。併せて、議案7号関係資料に基づきまして、内容説明をさせていただきます。

農業委員会法第37条に、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されております。公表の方法といたしましては、令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知に定められ、別紙様式1「最適化活動の目標の設定等」によることと農林水産省経営局農地政策課長から通知がございました。

これに基づき、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」に整理いたしましたので、今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページに掲出するとともに、県を通じ国に報告いたします。

それでは、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。「農業委員会の状況」として、本市の「農業委員会

の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」を記載しております。

「1 農業委員会の現在の体制」は、記載のとおりでございます。「2 農家・ 農地等の概要」は、経営体数及び農業者数は農林業センサスのデータを、耕地面 積は農林水産省の耕地及び作付面積統計のデータによるものでございます。

続きまして2ページ「最適化活動の目標」の、1 最適化活動の成果目標をご覧ください。

「(1) 農地の集積 ①現状及び課題」は記載のとおりでございます。集積面積は、2,355ha、集積率は31.9%でございました。「②目標」について、農地の集積の目標年度を令和5年度、集積率は70.0%としています。これは、国の通知により市農業振興課が定めた数値になります。また、当委員会においては、地域の実情に応じて、今年度(令和4年度)末の集積率を40%、集積面積を2,949ha、今年度の新規集積面積を594haと設定しています。「(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題」は記載のとおりでございます。「②目標」について、緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積としています。

3ページをご覧ください。「(3)新規参入者の促進 ①現状及び課題」は記載のとおりでございます。「②目標」については、農地法3条及び利用権設定の合計面積の過去3年間の平均の1割を目標面積としています。

次に「最適化活動の目標」の、2 最適化活動の活動目標をご覧ください。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の、1人当たりの活動日数を、 国の通知に従い10日/月としています。(2)活動強化月間の設定目標につい ては、農地パトロールと利用権設定期間満了分更新手続きの時期を設定してい ます。(3)新規参入相談会への参加目標は、市農業振興課が参加する就農相談 会に出席する形で設定しています。

説明は以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。難しいところや大変な部分はあるかとは思いますが、目標ということで近づけていくことでがんばっていきたいと思います。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第7号 農業委員会による最適化活動の推進等について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長 (山田会長)

次に、日程第8「議案第8号 下関市国民健康保険運営協議会委員候補者の推 薦について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明します。

総会議案書85ページをお開きください。

これは、下関市長から、農業委員会に、下関市国民健康保険運営協議会委員の候補者について推薦依頼があったことによるものです。

現在、河本隆一委員に平成29年7月1日から令和4年6月30日までの2期、5年間、務めていただいておりますが、このたび任期満了となりますので、令和4年7月1日からの委員として適格である委員のうちから、金田豊和委員を、農業委員会から推薦しようとするものです。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

阪田 実委員

議席番号1番の阪田です。案内にはなるべく女性をとの記述がありますが、検討されたのですか。

事務局 (岡部事務局次長)

推薦委員の検討にあたっては、現況で農業委員の皆さんは様々な役にあたっていただいていますので、現在、あたってない方。それと今回の適格要件が、国民健康保険であること、年齢が72歳未満、これは任期中に75歳に到達し、後期高齢制度に移行しない方となりますので、今回の推薦となっております。

阪田 実委員

判りました。

議長 (山田会長)

他にございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案

第8号 下関市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦について」賛成の委 員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。 金田豊和委員は、よろしくお願いします。

議長 (山田会長)

次に、日程第9「議案第9号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明します。

総会議案書87ページをお開きください。

本日お配りした議案第9号関係資料もあわせてご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地 法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要な 事項を定めたものでございます。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、国が、農地法施行規則及び事務 処理要領を改正したことに伴い、農地法施行に関する実施細則の一部を改正す るものです。

改正箇所は、様式第12号、「農地転用許可申請書」、様式第13号「農地等の転用のための権利移動許可申請書」の「利用状況」欄及び「申請者の職業若しくは業種又は業務内容」欄を削除し、合わせて注意書の関連部分も削除しております。

また、様式第9号に記載の該当条文に誤りがあったことから、併せて改正するものでございます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第9号 農地法施行に 関する実施細則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

本日の審議事項はすべて終わりました。

議長 (山田会長)

次に、日程第10「報告第1号」から、日程第16「報告第7号」までを一括 して、事務局より報告を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

ご報告いたします。

総会議案書88から91ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、14件ございました。

92ページ、報告第2号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。

簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。 98ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に ついて」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

99ページ、報告第4号「現況確認について」は、1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を 行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

- 103ページ、報告第5号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。
- 104から107ページ、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が14件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
- 108から109ページ、報告第7号「農地の転用事実に関する証明について」は6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

<u>عبد</u> ⇔	7.1		^	= \
議長	(11	1 1111	\Rightarrow	長)
開発 JC	\ <u> </u>	-J 144	$\overline{\Delta}$	JK I

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて、ご意見、ご質問等はございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度第1回定例総会の閉会」を 宣告いたします。

(終了時刻10時46分)

上記の議事嫁は止傩と認め者名する。	
議長	
署名委員	
翌 夕禾昌	